

○内閣府
法務省 令第 号

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）及び電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）の規定に基づき、一般振替機関の監督に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法務大臣 小泉 龍司

一般振替機関の監督に関する命令等の一部を改正する命令

（一般振替機関の監督に関する命令の一部改正）

第一条 一般振替機関の監督に関する命令（平成十四年 内閣府
法務省 令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削る。

改正後	改正前
<p>第三条 法第四条第三項に規定する主務省令で定めるものは、電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下「項を削る。」をもつて調製するファイルに情報を記録したものとす</p> <p>「項を削る。」</p> <p>2 「略」</p> <p>第十九条 「略」</p> <p>（特定合併の認可申請）</p>	<p>第三条 法第四条第三項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下この条において「日本産業規格」という。）X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。</p> <p>2 前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式</p> <p>二 ポリウム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式</p> <p>3 第一項の電磁的記録には、日本産業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。</p> <p>一 申請者の商号</p> <p>二 申請年月日</p> <p>2 「同上」</p> <p>第十九条 「同上」</p> <p>（特定合併の認可申請）</p>

3 法第二十五条第三項に規定する主務省令で定めるものは、第三条に定めるものとする。

(新設分割の認可申請)

第二十条 「略」

2 「略」

3 法第二十七条第三項に規定する主務省令で定めるものは、第三条に定めるものとする。

(吸収分割の認可申請)

第二十一条 「略」

2 「略」

3 法第二十九条第三項に規定する主務省令で定めるものは、第三条に定めるものとする。

(事業譲渡の認可申請)

第二十二条 「略」

2 「略」

3 法第三十一条第三項に規定する主務省令で定めるものは、第三条に定めるものとする。

(電磁的方法による招集通知の発出)

第二十四条 一般振替機関は、法第三十四条第三項の規定により電

3 法第二十五条第三項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、第三条に規定する電磁的記録とする。

(新設分割の認可申請)

第二十条 「同上」

2 「同上」

3 法第二十七条第三項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、第三条に規定する電磁的記録とする。

(吸収分割の認可申請)

第二十一条 「同上」

2 「同上」

3 法第二十九条第三項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、第三条に規定する電磁的記録とする。

(事業譲渡の認可申請)

第二十二条 「同上」

2 「同上」

3 法第三十一条第三項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、第三条に規定する電磁的記録とする。

(電磁的方法による招集通知の発出)

第二十四条 「同上」

<p>磁的方法による通知を發出しようとするときは、あらかじめ、その加入者に対し、当該一般振替機関の用いる電磁的方法の種類及び内容として次に掲げる事項を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>一 次に掲げる電磁的方法のうち、一般振替機関が使用するもの 「イ・ロ 略」</p> <p>ハ 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>二 「略」</p> <p>〔2〕4 略</p> <p>(電磁的方法による議決権の行使)</p> <p>第二十六条 「略」</p> <p>2 前項の電磁的記録は、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。</p> <p>〔3〕4 略</p>	<p>一 「同上」</p> <p>「イ・ロ 同上」</p> <p>ハ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>二 「同上」</p> <p>〔2〕4 同上</p> <p>(電磁的方法による議決権の行使)</p> <p>第二十六条 「同上」</p> <p>2 前項の電磁的記録は、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供される磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。</p> <p>〔3〕4 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(社債、株式等の振替に関する命令の一部改正)

第二条 社債、株式等の振替に関する命令(平成十四年^{内閣府}法務省^{令第五号})の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(振替口座簿の電磁的記録の方法)

第二条 法第六十八条第六項（法第一百三十三条、第十五条、第七十条、第七十七条、第八十条、第八十一条、第八十二条、第二百二十四条、第二百二十七条及び第二百七十六条第一号において準用する場合を含む。）、第二百二十七条の四第六項、第二百二十九条第六項（法第二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第二百六十五条第六項（法第二百四十七条の三第一項、第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）及び第九十四条第六項（法第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。

改正前

(振替口座簿の電磁的記録の方法)

第二条 法第六十八条第六項（法第一百三十三条、第十五条、第七十条、第七十七条、第八十条、第八十一条、第八十二条、第二百二十四条、第二百二十七条及び第二百七十六条第一号において準用する場合を含む。）、第二百二十七条の四第六項、第二百二十九条第六項（法第二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第二百六十五条第六項（法第二百四十七条の三第一項、第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）及び第九十四条第六項（法第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める電磁的記録は、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。

(電子記録債権法施行規則の一部改正)

第三条 電子記録債権法施行規則(平成二十年^{内閣府}法務省^令第四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
<p>(磁気ディスクに準ずる物)</p> <p>第二条 法第二条第三項に規定する主務省令で定める物は、電子計算機及び電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）（磁気ディスクを除く。）とする。</p> <p>第二十三条 法第五十二条第三項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。</p> <p>〔号を削る。〕</p> <p>〔号を削る。〕</p> <p>〔項を削る。〕</p> <p>(電磁的方法)</p> <p>第四十六条 法第八十八条第四号に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録した</p>	<p>(磁気ディスクに準ずる物)</p> <p>第二条 法第二条第三項に規定する主務省令で定める物は、光ディスクとする。</p> <p>第二十三条 法第五十二条第三項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、次に掲げる構造のいずれかに該当するものでなければならぬ。</p> <p>一 産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二三に適合する九〇ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ</p> <p>二 日本産業規格X〇六〇六に適合する一二〇ミリメートル光ディスク</p> <p>2 前項の電磁的記録には、申請者の商号及び申請の年月日を記載した書面をはり付けなければならない。</p> <p>(電磁的方法)</p> <p>第四十六条 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>2 略 ものを交付する方法</p>
	<p>2 同上 実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに 情報を記録したものを交付する方法</p>

附 則

この命令は、公布の日から施行する。